

# 東京都市計画緑地 総括図

## 第103号 おくらやまの森緑地

(縮尺) 20000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路(→)を表しています。



第103号 おくらやまの森緑地



### 用途地域(特別用途地区)の記号

用途地域	数値地積力	建築率(%)	容積率(%)	高さ制限(特例)	特例は防火地域の適用
居住75	60/300	50	5-3	5-3	特例は防火地域の適用
第一種中高層住居専用地域					
第一種住居地域					
第二種住居地域					
準住居地域					
準工業地域					
工業地域					

### 用途地域(特別用途地区)

一住	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

### 高度地区

①	第一種高度地区
②	第二種高度地区
17m①	17m第一種高度地区
17m②	17m第二種高度地区
17m③	17m第三種高度地区
20m②	20m第二種高度地区
20m③	20m第三種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第二種高度地区
25m③	25m第三種高度地区
30m②	30m第二種高度地区
30m③	30m第三種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第三種高度地区

### 防火地域等の指定

■	防火地域
■	準防火地域
□	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区、高度地区を除く)、防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概要を示したものです。詳細については、以下の図面に記入された内容で確認してください。
  - 練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎16階) 練馬区都市計画部都市計画課(数寄屋2号庁舎12階) 都市計画相談室(数寄屋2号庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別途「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川を中心とし、特例は原則として道路等によって指定されているもので、基本的には道路と数種の境界線から30m以内は30mです(30mのものは「→」の表示があります)。
  - 赤色の線は用途地域等の境界です。赤色の線内は、防火地域です。
  - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください(https://www.city.nerima.tokyo.lg.jp/都市計画情報システム)で検索してください。